

これからのコミュニティ・スクールに 期待すること

1. 関連施策の動向

- ・令和の日本型学校教育
(社会に開かれた教育課程、不登校対策、働き方改革)
- ・生涯学習・社会教育の動向

2. コミュニティ・スクールの有用性

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・多様な主体の参画

1. 関連施策の動向 「令和の日本型学校教育」の姿

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）（令和3年1月26日 中央教育審議会）

第I部 総論 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育
「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

個別最適な学び # 協働的な学び
主体的・対話的で深い学び # ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

教師の資質・能力の向上 # 多様な人材の確保 # 家庭や地域社会との連携
学校における働き方改革 # 教職の魅力発信 # 教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

ICT環境の整備 # 学校施設の整備
少人数によるきめ細かな指導体制

1. 関連施策の動向 社会に開かれた教育課程（H29学習指導要領）

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

1. 関連施策の動向 「令和の日本型学校教育」の方向性

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）（令和3年1月26日 中央教育審議会）

第I部 総論 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

学校や教師がすべき業務・役割・指導の

＼**範囲・内容・量の精選・縮減・重点化**／

＼**学校と地域社会の連携・協働**／

一体となって子供の成長を支えていく

＼**「^{かんせい}二項対立」の陥穽に陥らない**／

どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていく

- 一斉授業 or 個別学習
- デジタル or アナログ
- 履修主義 or 修得主義
- 遠隔・オンライン or 対面・オフライン

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、**教育の機会均等**を実現する
- (2) 連携・分担による**学校マネジメント**を実現する
- (3) **これまでの実践とICTとの最適な組合せ**を実現する
- (4) **履修主義・修得主義等**を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて**学びを保障する**
- (6) 社会構造の変化の中で、**持続的で魅力ある学校教育**を実現する

本文抜粋

学校だけではなく**地域住民等と連携・協働**し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要である。その際、**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に実施することが重要**である。

1. 関連施策の動向 不登校対策：COCOLOプラン

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月31日）



目指す姿

1

— P5

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

- ✓ 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場が確保されている
 - ※ 不登校特例校、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、教育支援センター等、こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
- ✓ 学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
- ✓ 学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応がされている



2

— P7

心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ✓ 1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことができる
- ✓ 小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている
- ✓ 教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる
 - ※ こども家庭庁と連携し自治体の教育委員会と福祉部局等の連携・協働を強化



3

— P9

学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- ✓ それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- ✓ トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある
- ✓ 公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている
- ✓ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある



これらの取組を実効性あるものにするために、

- ✓ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施、
- ✓ 学校における働き方改革の推進、
- ✓ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置を行います。

— P11

実効性を高める取組

4

本文抜粋

2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

（略）**学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援します。**

1. 関連施策の動向 学校における働き方改革

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正 (R1.12公布、①はR2.4.1施行、②はR3.4.1施行)

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「**指針**」への格上げ
- ② 休日の「**まとめ取り**」のため、**1年単位の变形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

(文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理)

上限「指針」の策定 (施行日：令和2年4月1日)

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- <上限時間> ① **1か月**の時間外在校等時間について、**45時間以内**
② **1年間**の時間外在校等時間について、**360時間以内** 等

少人数学級の推進

小学校高学年における教科担任制の推進

支援スタッフの配置支援

部活動の見直し

教員免許更新制の発展的解消等

ICT環境の整備支援

学校向け調査の削減

全国学力・学習状況調査のCBT化

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- ・「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- ・**好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催 (R2.1、R3.3、R4.2、R5.3)、事例集作成・改訂 (R2.3、R3.3、R4.2、R5.3) 等)

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握を徹底するための環境整備の推進

実施割合 (R4.9.1時点)

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	93.3%

● 各取組の推進

(例) 上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

令和4年度の時間外在校等時間の状況【教諭】

(令和4年度勤務実態調査を踏まえた年間を通じた推計)

小学校：月約41時間、中学校：月約58時間

令和4年度教員勤務実態調査の速報値を踏まえ、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等に関し、学識経験者からなる研究会において報告とりまとめに向けた分析を進めるとともに、中央教育審議会に諮問し(令和5年5月)、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に検討

1. 関連施策の動向 生涯学習・社会教育の動向

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】（令和4年8月）

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人の「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、**デジタルデバイド解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ+ 周囲の「場」のよい状態

＜生涯学習＞
「個人」の生涯にわたる
自己実現を図る学習

＜社会教育＞
学びを通じた「人づくり・
つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

デジタル社会に対応

デジタルデバイド解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

+

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

**「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、
地域コミュニティの基盤を安定させる**

3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- ・ デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

地域と学校の連携・協働の推進

- ・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

リカレント教育の推進

- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

多様な障害に対応した生涯学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

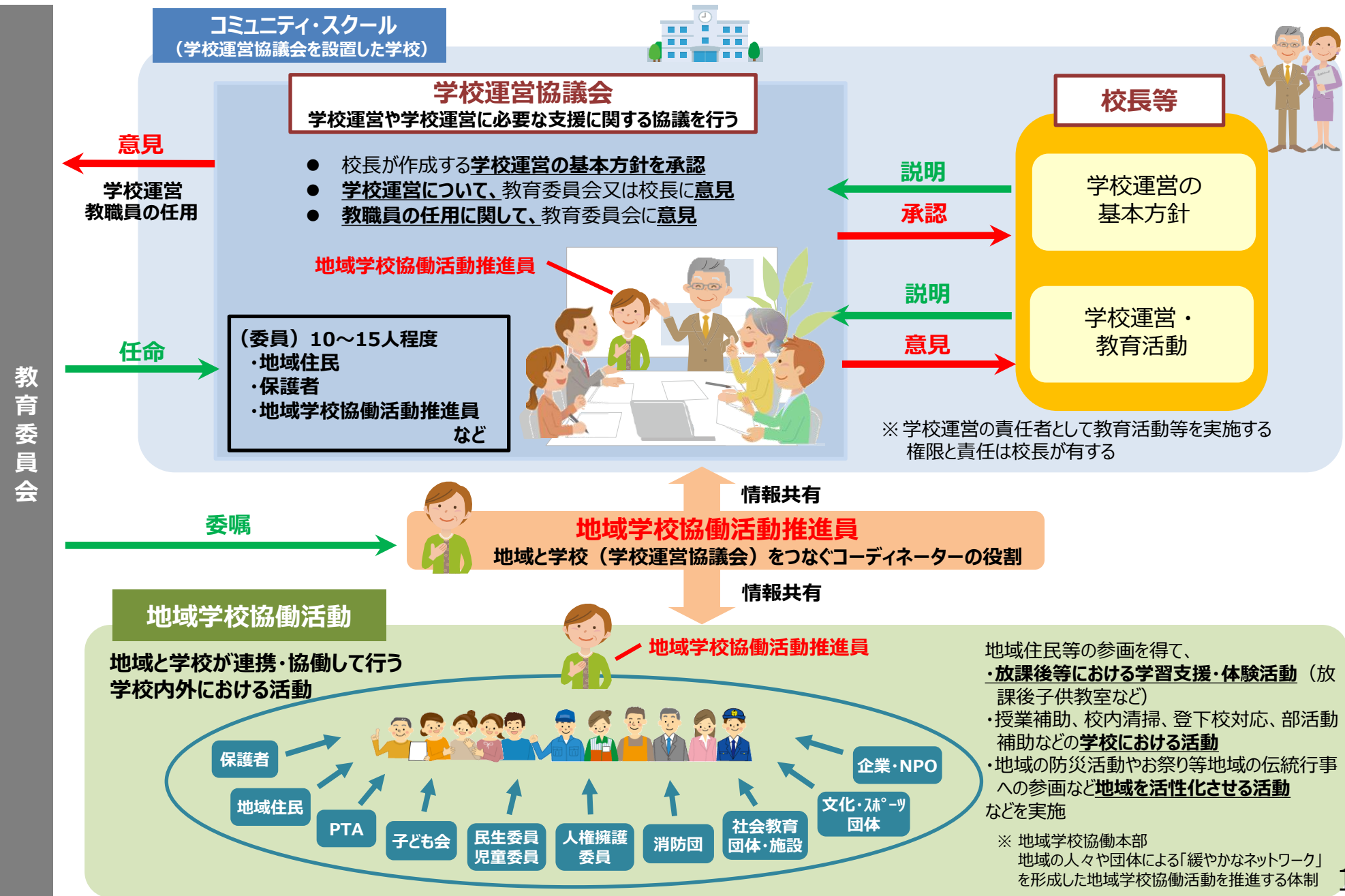
1. 関連施策の動向

- ・令和の日本型学校教育
(社会に開かれた教育課程、不登校対策、働き方改革)
- ・生涯学習・社会教育の動向

2. コミュニティ・スクールの有用性

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・多様な主体の参画

2. コミュニティ・スクールの有用性 地域学校協働活動との一体的推進



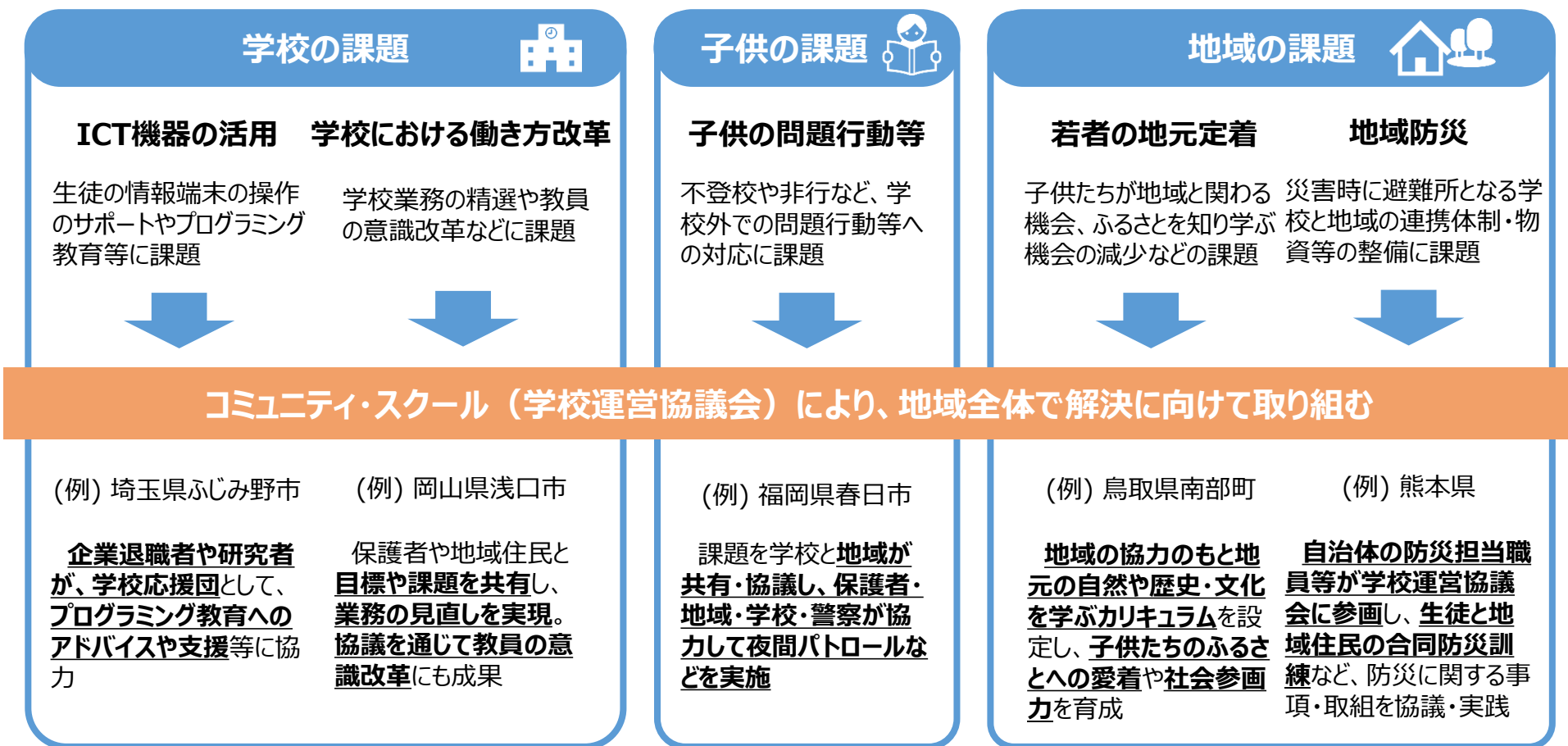
2. コミュニティ・スクールの有用性 課題解決のプラットフォーム

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



2. コミュニティ・スクールの有用性 コミュニティ・スクールの意義

地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【**学校運営協議会の主な機能・権限**】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



1 当事者性

… 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
（協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画）

2 自立性・対等性

… **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
（協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能）

3 持続性

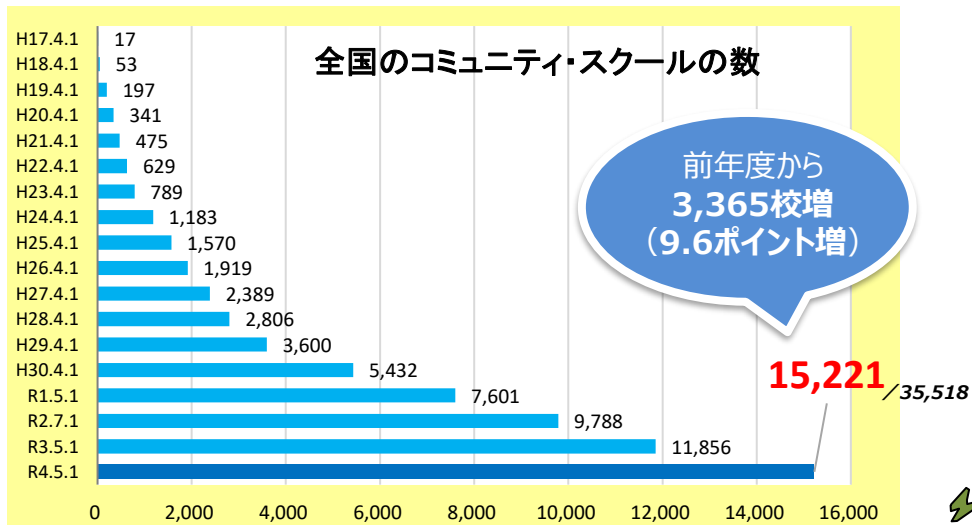
… 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
（法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能）

2. コミュニティ・スクールの有用性 コミュニティ・スクールの導入状況①

学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）

（幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）

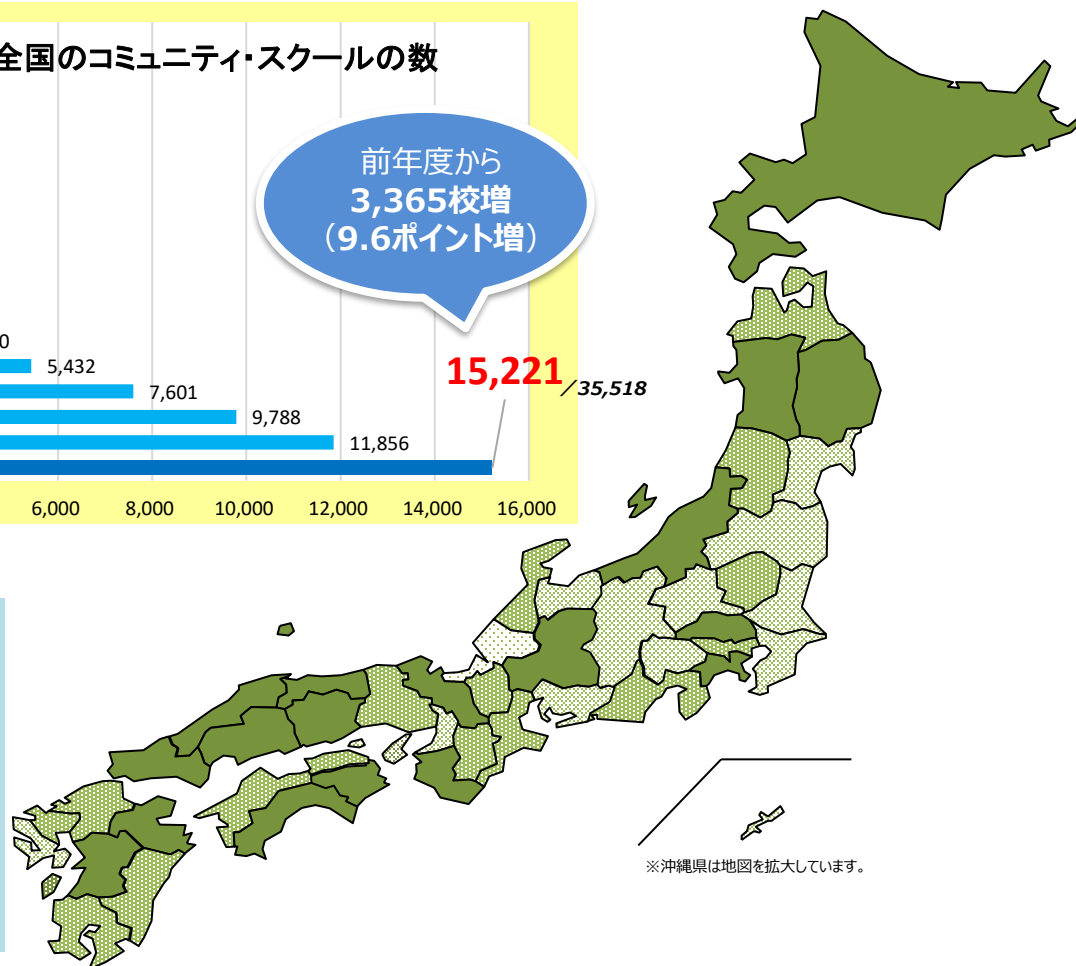
全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入



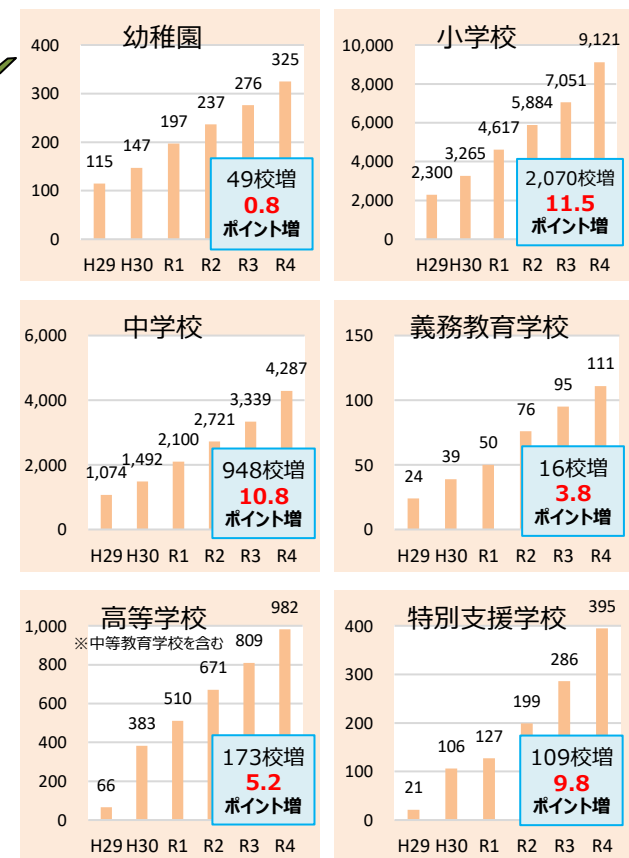
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

【設置率】※

- 50%以上 ... ●
- 30%以上 ... ●
- 10%以上 ... ●
- 10%未満 ... ●
- 設置なし ... ○



校種別設置状況

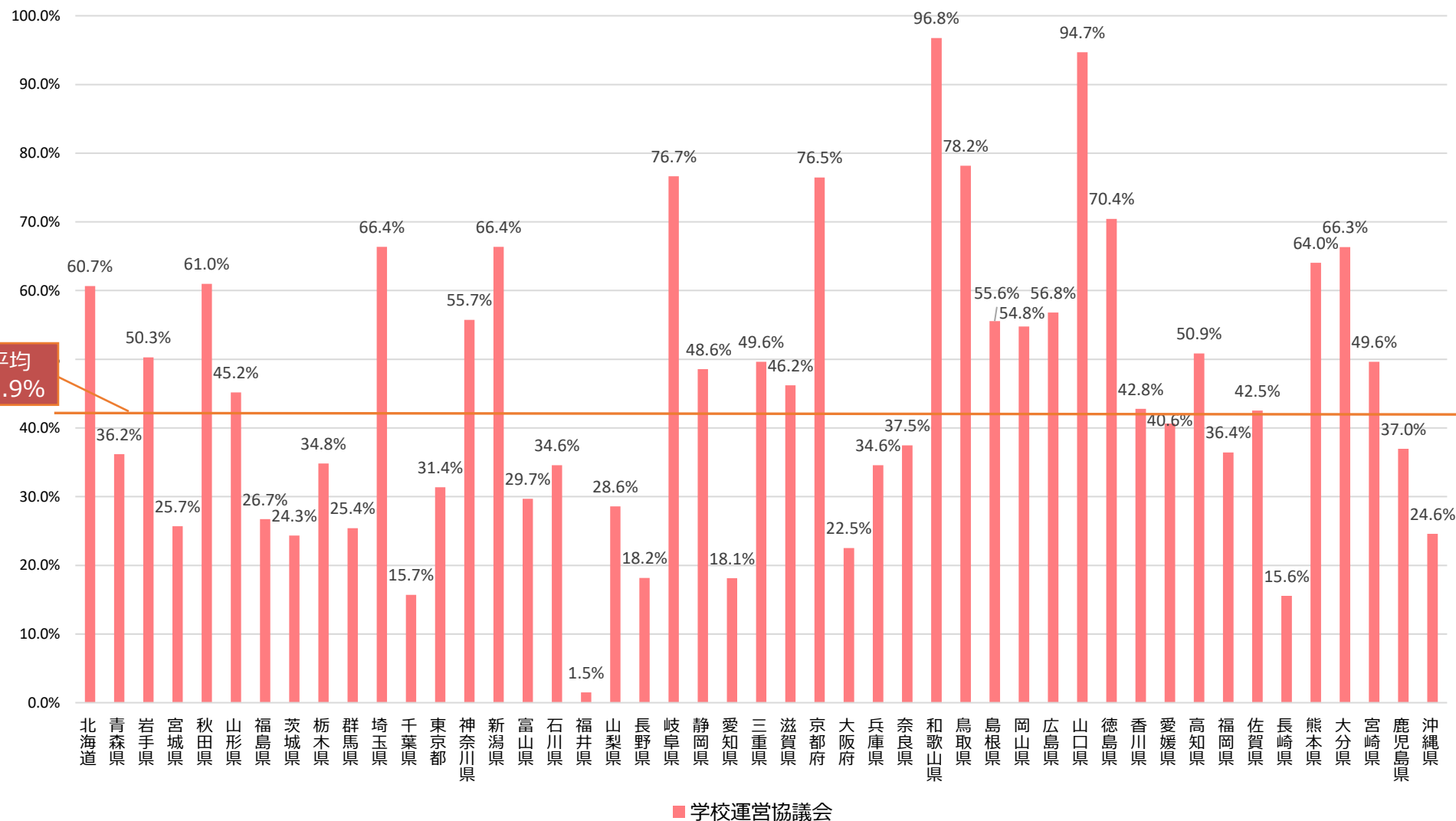


※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
 ※ここでのコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

2. コミュニティ・スクールの有用性 コミュニティ・スクールの導入状況②

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数：15,221校

(幼稚園：325、小学校：9,121、中学校：4,287、義務教育学校：111、高等学校：975、中等教育学校：7、特別支援学校：395)



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。

※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。

2. コミュニティ・スクールの有用性 地域と学校の連携・協働体制構築事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

7,066百万円
6,859百万円)

背景 ・ 課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R4時点：15,221校）
- ▶ 社会教育活動である**地域学校協働活動と密接につながる**ことで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、**全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することが必要

経済財政運営と改革の基本方針2022

(令和4年6月7日閣議決定)

- 第2章 新しい資本主義に向けた改革
2. 社会課題の解決に向けた取組
(2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）
地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、…
(略)

事業内容

【事業の概要】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援
(自治体向け補助事業)

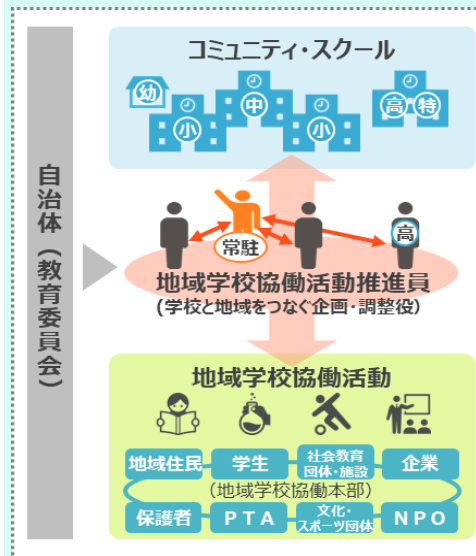
対象 (交付先) : 都道府県・政令市・中核市

要件 : ①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること
②地域学校協働活動推進員を配置していること

補助率等 : 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
(10,000か所×約67万円(国庫補助))

支援内容 : 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等

【具体的な取組】



- ▶ **地域学校協働活動推進員の配置**
 - 10,000か所 (30,000人)
 - ※課題に対する効果的な取組等を評価し、推進員の追加配置や常駐化を可能とする。
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - ① **学校の働き方改革**に資する取組
 - ② **学習支援**や**体験・交流活動**

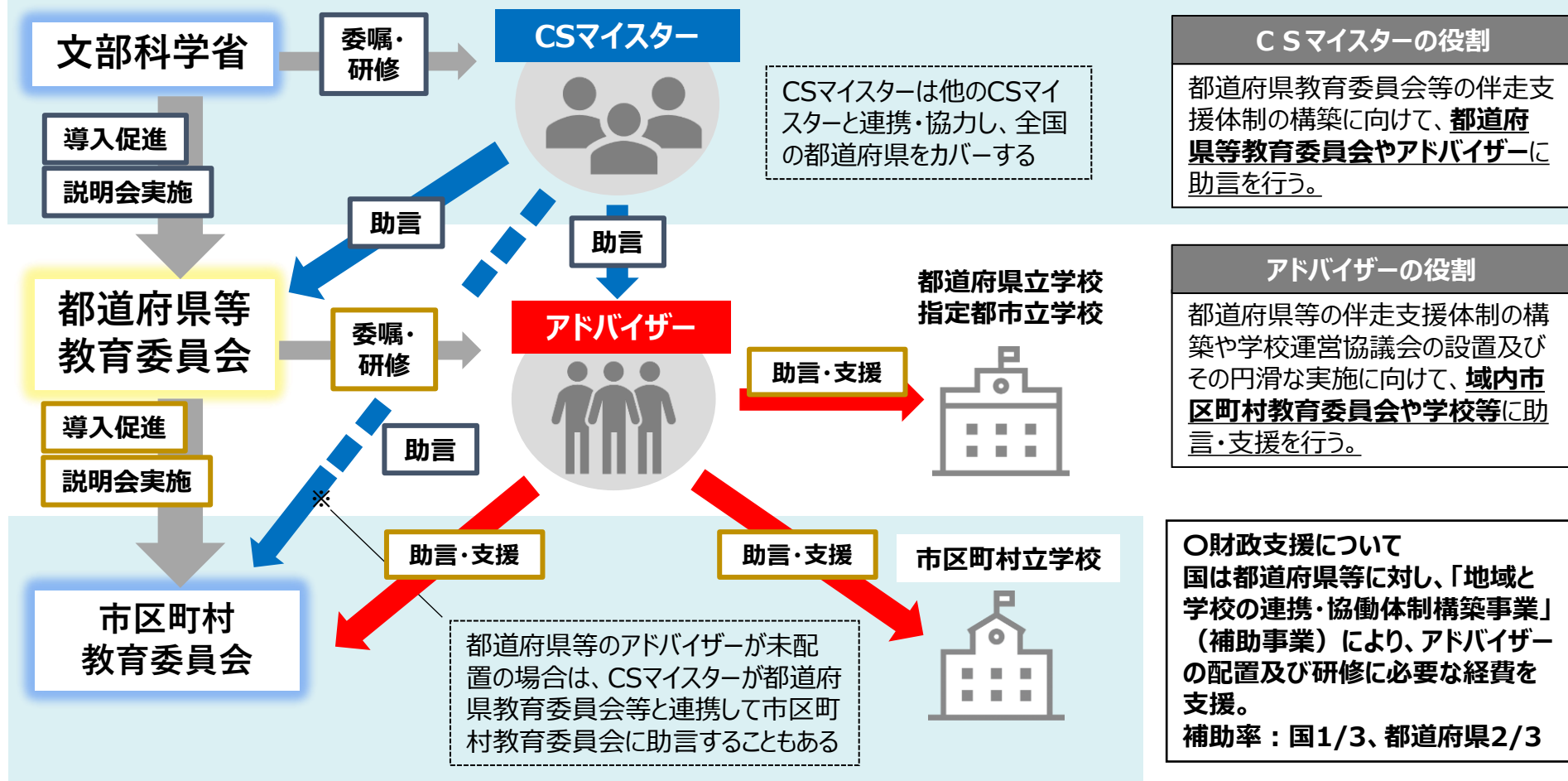
→特に、**子供を取り巻く課題に対応するための活動を充実**
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の強化**
 - **CSアドバイザーの配置** (都道府県等)
 - 研修の充実

2. コミュニティ・スクールの有用性 都道府県等教育委員会の伴走支援体制構築

都道府県教育委員会・指定都市教育委員会に、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマスターとの連携を通じて知見を高めつつ、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言・支援を行う。

文部科学省が委嘱するCSマスターは、都道府県教育委員会等やアドバイザーに助言・支援を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。

CSマスターとアドバイザーの役割



2. コミュニティ・スクールの有用性 多様な主体の参画（児童委員）

※こども家庭庁提供資料等を基に作成

児童委員

- 厚生労働大臣が委嘱する民生委員（特別職の地方公務員（無報酬）が兼任）（225,356人：令和4年12月1日現在）
- 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援等を実施
- 一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている（20,947人：令和4年12月1日現在）

児童委員の活動

1 実情の把握と記録 (1) 地域の実情の一般的把握 (2) 具体的問題の把握 (3) 記録とその活用

2 相談・支援

- (1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援
- (2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援
- (3) 委託による指導
- (4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援
- (5) 里親の開拓への協力
- (6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

3 児童の健全育成のための地域活動

- (1) 児童の健全育成のための地域活動の促進
- (2) 母子保健組織の育成等
- (3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化
- (4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等
- (5) 事故等の防止
- (6) 児童の非行防止

4 児童虐待への取り組み

- (1) 発生防止 (2) 早期発見・早期対応 (3) 再発防止 (4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

5 意見具申

- (1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申 (2) 自発的な意見具申

6 連絡通達 要保護児童等を発見したときは、市区町村等適切な関係機関に連絡通報

<活動事例>

- 登下校時の見守り



- 放課後子供教室の支援



児童委員・主任児童委員活動事例
(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局育成環境課／平成21年2月) より

2. コミュニティ・スクールの有用性 多様な主体の参画（人権擁護委員）

※法務省提供資料等を基に作成

人権擁護委員

- 国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する、民間のボランティア。現在、全国約14,000名の人権擁護委員が地域において活動。

人権擁護委員の活動

1 人権相談

面談、電話、インターネット（SNSを含む）、手紙により人権に関する相談に対応
また、市町村役場、デパート、社会福祉施設などにおいて随時特設相談所を開設

2 調査救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して調査
人権相談から救済手続を開始する場合もある。

3 人権啓発

お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために、様々な活動を実施
（人権教室、人権の花運動、街頭啓発活動など）

※人権擁護委員の活動に関するお問合せは、
お近くの法務局・地方法務局まで
→ 連絡先：

<https://www.moj.go.jp/content/001393227.pdf>

<活動事例>

① 人権の花運動

- ・主に小学生を対象に、花の種子や球根をこどもたちが協力して育てるを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、昭和57年度から実施（令和4年度は、約42万人が参加）



② 人権教室

- ・小中学生等を中心に、いじめ等のこどもの人権問題について考えてもらうため、人権擁護委員が中心となって人権教室を実施（令和4年度は、約83万人を対象に実施）
- ・他機関・民間団体等と連携した人権教室の実施
 - ・人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、様々な民間団体等と連携・協力した車椅子体験や障害者スポーツ体験などの体験型の人権教室
 - ・SNSを使用したいじめなど、インターネット上の人権侵害に対応するため、携帯電話会社が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室



③ 全国中学生人権作文コンテスト

- ・中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことを通じて、人権についての理解を深めることを目的として、昭和56年度から実施（令和4年度は、約77万人が参加）
- ・入賞作品を掲載した作文集を刊行、入賞作品を題材とした啓発動画も配信

※①～③の教材等は、人権擁護委員が用意するので、学校の経費負担は生じません。

2. コミュニティ・スクールの有用性 多様な主体の参画（消防団）

※消防庁提供資料等を基に作成

消防団

- 消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う、非常勤特別職の地方公務員。団員数は、全国で78万3,578人（令和4年4月1日現在）。

消防団の活動

平常時の活動

①防火指導・啓発活動・高齢者訪問

各家庭に訪問し、防火指導をしたり、防火設備が整っているかなどを点検したりといった啓蒙活動。高齢者の変わった様子がないかを確認したり、実際の災害時に援護が必要な方を把握したりする役割もある。

②応急手当の普及活動

地域で応急手当やAEDの使い方などを指導する講習会などを実施。ケガをした時の包帯の巻き方、急な疾病で倒れた人への対応等、素早く対応できる知識や技術を習得し、指導している。

③広報活動

広報活動を通じて、地域の防災意識の向上を目指している。

災害時の活動

①消火活動

火災が起こった際、自宅や職場から現場へ駆けつけ、初期消火や消防隊員の後方支援などを行う。

②救助活動

地震や風水害などの自然災害が発生した場合は、的確かつ迅速に救助資機材を活用して救助・救出を行う。

<活動事例>

● 防災啓発活動や防災訓練への協力

【事業内容】

熊本県荒尾市では、コミュニティスクールにおいて実施する防災啓発活動や防災訓練に対し、消防団や自主防災組織等が協力。（R4年度に「消防団の力向上モデル事業」を活用）

【事業成果】

防災の授業に消防団員が入り、指導や説明を行ったことにより、将来消防団員になりたいという児童も現れるなど、児童と消防団員の距離感が縮まった。地域においても、小中学校を中心に消防団等が防災活動を行ったことで、地域で連携して防災活動を行う体制が構築された。



消防団員による説明の様子